

神戸市知的障害者施設家族会連合会会則

第1章 総則

第1条 この会は、神戸市知的障害者施設家族会連合会(こうべかぞくねっと)と称す。

第2条 本会は、神戸市内にある全ての知的障害者施設の保護者会・家族会・賛助会員をもって組織する。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、神戸市内にある全ての知的障害者施設を利用する知的障害者の福祉の向上を図り、その豊かな生活と権利を護る事を目的とする。

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1)神戸市内の全ての知的障害者の福祉の向上と、会員の資質向上のために活動する。
- (2)神戸市内の全ての知的障害者施設と利用者間のトラブルの解決に関する事。
- (3)神戸市内の知的障害者施設保護者会・家族会の連絡と協調に関する事。
- (4)兵庫県知的障害者施設家族会連合会との連携・協力。
- (5)社団法人神戸市手をつなぐ育成会との連携・協力並びに事業推進に関する事。
- (6)神戸市知的障害者施設連盟との連携・協力並びに事業推進に関する事。
- (7)知的障害者問題の社会啓発に関する事。
- (8)神戸市内知的障害者の福利厚生に努める事。
- (9)関係機関及び各福祉団体との連携に関する事。
- (10)その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。

第3章 会員

第5条 本会の会員は、神戸市内にある全ての知的障害者施設を利用している者の保護者又は家族(後見人)の会と、賛助会員をもって構成する。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理事 10名以内
- (4)評議員 各施設保護者会・家族会会長、又は代表者1人
- (5)監事 1名
- (6)顧問 若干名を置くことができる。

第7条 役員を選出は次の通りとする。

- (1)会長・副会長は理事会において互選し、評議員会において承認を得る。
- (2)理事は、会員より選出する。その他、会長の委嘱した学識経験者とする。
- (3)評議員は、各施設保護者会の会長、又は代表者とする。

(4)監事及び顧問は会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は次の通りとする。

(1)会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(3)理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(4)評議員は評議員会を構成し、本会の事業について協議する。

(5)監事は、事業及び会計を監査する。

(6)顧問は会長の相談に応じ必要な場合理事会に出席できるものとする。

但し、決議権を有しない。

第9条 役員の任期は次の通りとする。

(1)役員の任期は2年とする。再任は妨げない。

(2)補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第10条 理事会及び評議員会の招集は会長が行う。

(1)理事会及び評議員会は定数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(2)理事会及び評議員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

第6章 会計

第11条 本会の運営に必要な経費は、「ひょうごかぞくねっと」から助成される研修費（各地区活動費）をもってこれに充てる。

第12条 本会に下記の帳簿を備え付け会計処理する。

(1)金銭出納帳

(2)会費納入台帳

(3)領収書綴り

(4)支出決定書

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

第14条 本会の事務は、神戸市知的障害者施設家族会連合会において処理する。

(1)事務局職員は、予算の範囲内で職員を雇用する。

第8章 補足

第15条 この会則で処理できないことは、理事会で決定する。

第9章 会則の改廃

第16条 本会則は理事会及び評議員会の議決を経て改正することができる。

<附則>

第17条 本会則は平成20年4月1日より実施する。

本会則は令和5年8月1日より実施する。